

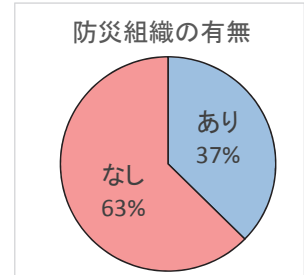
参考 1：港区の高層住宅の現状

区内でも防災対策が進んでいないマンションが多く見受けられます。あなたのマンションではどうですか？

■港区 高層住宅の防災対策に関するアンケート（平成 29 年度）等より

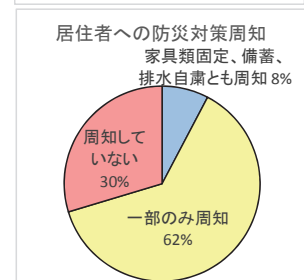
①防災組織の結成

- ・ 防災組織の結成率は約 4 割です。



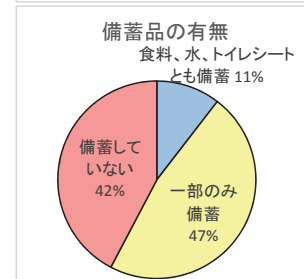
②居住者への防災対策周知

- ・ 特に重要な家具類固定、備蓄、排水自粛とも周知している割合は 1 割以下、特に何も周知していない割合が約 3 割となっています。
- ・ 居住者への防災対策周知で最も多いものは、“ハザードマップ等の周知”です。



③備蓄

- ・ 特に重要な飲料水、食料品、携帯トイレとも備蓄している高層住宅は約 1 割、一方で何も備蓄していない高層住宅が約 4 割です。

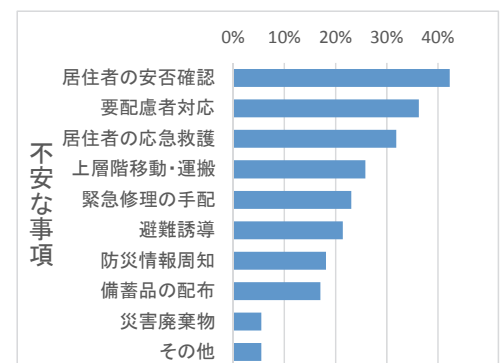


④建物の耐震化

- ・ 昭和 55 年以前に建築した高層住宅は全体の約 4 割です。このうち、耐震診断を実施したのは 6 割程度、その結果を受けて耐震改修を実施したのは 3 割程度に留まっています。

⑤不安と感ずること

- ・ 不安と感ずることは、「居住者の安否確認」、「要配慮者対応」、「居住者の応急救護」の順で多くなっています。



⑥東日本大震災での被害

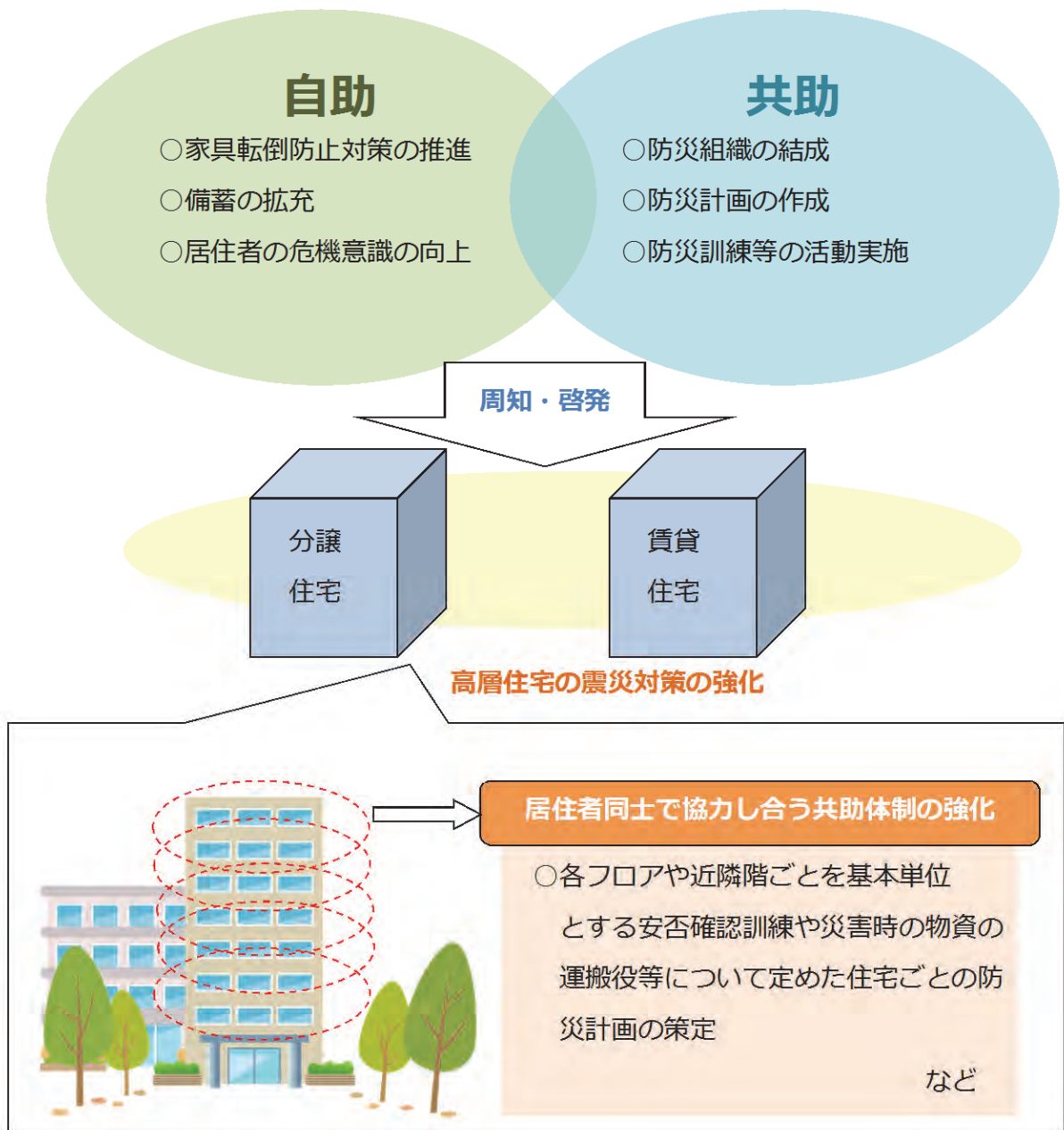
- ・ 特に高層階で家具転倒や食器散乱等の被害が多く、ほとんどの高層住宅でエレベーターが停止したほか、一部でガス停止や排水管の破損が見られました。

参考2：港区地域防災計画（平成28年修正）

港区地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、港区防災会議が作成するものです。区の地域に係る災害に関し、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画です。

平成28年に発生した熊本地震や、多発する風水害から得た教訓を踏まえるとともに、関係法令や各種計画等との整合を図るため、平成28年度に港区地域防災計画を修正しました。

高層住宅の震災対策は、修正にあたり、計画に反映した6つの重要検討事項のうちのひとつです。



参考3：港区の防災対策支援制度について

高層住宅の共助体制構築に関する支援
<p>●高層住宅防災対策アドバイザー派遣事業</p> <p>区内の6階以上かつ50戸以上の高層住宅の自治会や、管理組合及び管理事業者等の団体に対して、防災の専門家である防災アドバイザーを派遣しています。防災組織の結成や防災計画の策定をする場合のほか、居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会を行う場合等に活用できます。</p> <p style="text-align: center;">問合せ：各総合支所 協働推進課</p> <p style="text-align: center;">芝地区総合支所 03-3578-3123 麻布地区総合支所 03-5114-8802 赤坂地区総合支所 03-5413-7272 高輪地区総合支所 03-5421-7621 芝浦港南地区総合支所 03-6400-0031</p>
<p>●高層住宅への防災資器材助成制度</p> <p>6階以上かつ50戸以上の高層住宅で結成された防災組織に対して、1棟あたりの住戸数に応じて、区が定めたメニューの中から希望の防災資器材を現物助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ：防災課 地域防災支援係 03-3578-2517</p>
家庭での防災対策に関する支援（居住者向け）
<p>●家具転倒防止器具等助成制度</p> <p>港区内に居住し、かつ住民登録している世帯に対して、各世帯につき1回、タンスや本棚、食器棚の扉等を固定する器具、ガラスの飛散防止フィルムなどを無償で助成しています。また、高齢者・障害者・妊産婦・ひとり親家庭の世帯など、要件に該当する世帯は、助成した器具の取付け支援もあわせて行っています。</p> <p style="text-align: right;">問合せ：防災課 地域防災支援係 03-3578-2517</p>
<p>●防災用品のあっせん</p> <p>家具転倒防止器具等の室内の安全対策のためのものや食料・飲料水・携帯トイレ等を、一部の商品を除いて定価より若干お安く提供しています。</p> <p style="text-align: right;">問合せ：防災課 地域防災支援係 03-3578-2517</p>
マンション耐震化支援事業
<p>●耐震アドバイザー派遣制度</p> <p>分譲マンションの管理組合等に対し、耐震化に向けた区分所有者の合意形成を円滑にするためのアドバイスや、耐震診断・耐震改修に向けた技術的なアドバイスを行う耐震アドバイザーを無料で派遣します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ：建築課 耐震化推進担当 03-3578-2844・2845</p>
<p>●建替え・改修支援コンサルタント派遣</p> <p>分譲マンションの管理組合や区分所有者のグループ、マンション経営者に対し、建替え及び耐震改修についての勉強会や研究会等における講演、指導及び助言等を行うコンサルタントを無料で派遣します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ：住宅課 住宅支援係 03-3578-2223・2224</p>

<p>●建替え・改修計画案等作成助成</p> <p>分譲マンションの管理組合等に対し、耐震化が必要な分譲マンションについて、建替えや耐震計画案等を作成する場合、費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ:住宅課 住宅支援係 03-3578-2223・2224</p>
<p>建築物の耐震診断に関する支援</p>
<p>●建築物耐震診断助成事業</p> <p>区内にある一定の基準を満たす建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合、費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 建築課 耐震化推進担当 03-3578-2844・2845</p>
<p>民間建築物耐震化促進事業</p>
<p>●非木造建築物の補強設計の費用助成及び耐震改修工事の費用助成</p> <p>区内にある一定の基準を満たす非木造建築物について、補強設計及び耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 建築課 耐震化推進担当 03-3578-2844・2845</p>
<p>●建替え・除却の費用助成</p> <p>区内にある一定の基準を満たす個人住宅、分譲マンション等について、建替え（除却工事を含んだもの。）、除却を行う場合、費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 建築課 耐震化推進担当 03-3578-2844・2845</p>
<p>マンションエレベーター安全装置に関する支援</p>
<p>●マンションエレベーター安全装置等設置助成事業</p> <p>区内にあるマンションの既存エレベーターに安全装置等を設置する改修工事を行う場合に、工事費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ:建築課 建築設備担当 03-3578-2300・2301</p>
<p>分譲マンション共用部分リフォームに関する支援</p>
<p>●分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成事業</p> <p>区内にある分譲マンション共用部分の修繕工事を行うために、必要な資金を住宅金融支援機構から借り入れる際、(財)マンション管理センターに債務保証委託をした場合、委託に要した保証料の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 住宅課 住宅支援係 03-3578-2223・2224</p>
<p>マンション管理支援事業</p>
<p>●分譲マンション管理アドバイザー派遣</p> <p>分譲マンションの適正な維持管理や老朽化対策について、管理組合等に対し、管理アドバイザーを無料で派遣します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 住宅課 住宅支援係 03-3578-2223・2224</p>
<p>●劣化診断費用助成</p> <p>マンション経営者や分譲マンションの管理組合等に対し、区内にあるマンションの建物・設備について老朽度の調査・診断を実施する場合、費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">問合せ: 住宅課 住宅支援係 03-3578-2223・2224</p>

参考4：ハンドブック改定の経緯

平成29年度に、震災対策に関する各分野の有識者などのほか、区の関係課職員より構成する「港区高層住宅の防災対策に関する検討会」を設置し、現状では進んでいない高層住宅の震災対策が進むための方策を検討し、「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の改定に反映しました。

検討会は計3回開催し、それぞれの開催時期と議事は以下のとおりです。

	時期	議事
第1回	平成29年9月14日	(1) 港区高層住宅の防災対策に関するアンケート調査結果の報告 (2) 直接訪問状況の報告 (3) 「マンション防災ハンドブック」改訂の方向性について
第2回	平成29年11月15日	(1) 「マンション防災ハンドブック」改訂スケジュールの変更について (2) 「マンション防災ハンドブック」改訂版素案について
第3回	平成30年1月15日	(1) 「マンション防災ハンドブック」(案)について (2) 直接訪問途中経過報告

また、ハンドブックの周知などのため、平成30年3月には、区内で「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」(案)説明会を計7回開催しました。開催日時と場所は以下のとおりです。

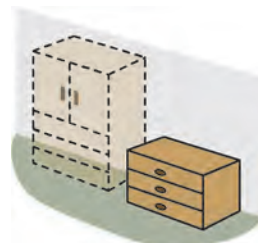
日時	場所
平成30年3月12日(月) 18:30~19:30	赤坂区民センター
平成30年3月13日(火) 18:30~19:30	高輪地区総合支所
平成30年3月14日(水) 18:30~19:30	港区役所(芝地区総合支所)
平成30年3月15日(木) 18:30~19:30	芝浦区民協働スペース(みなとパーク芝浦)
平成30年3月16日(金) 18:30~19:30	麻布地区総合支所
平成30年3月19日(月) 18:30~19:30	台場区民センター
平成30年3月20日(火) 18:30~19:30	港南区民協働スペース

大震災への事前準備、できていますか？

①住まいの安全対策をしてください。

【家具の数を減らす、背の低い家具にする、配置を工夫する】

家具が転倒すると、ケガをするほか、室内が散乱して生活を続けられなくなります。家具の数を減らしたり、背の低い家具にしたりすることが難しい場合は、家具転倒防止器具を取付けましょう。港区は、家具転倒防止器具等の助成及び、高齢者・障害者・妊産婦・ひとり親世帯への取付支援を行っていますので、活用しましょう。



②水・食料・携帯トイレを7日以上備蓄してください。

【常温で日持ちのする食料などを多めに買う】

食料、水はあっという間になくなります。また、しばらくトイレの水を流せなくなる可能性が高いため、携帯トイレがないと自宅での生活が難しくなります。



避難所は、自宅が倒れるなどして住めなくなってしまう人で大変混雑する可能性があります。建物に大きな被害がなく自宅で生活できる人は、可能な限り避難所には行かず自宅で生活続けることが重要です。自分の家庭に合った備蓄を、しっかり用意しておきましょう。

大地震発生後の心得、知っていますか？

①大地震発生時には、水を流さないでください。

地震により、マンション内の排水管が壊れている可能性があります。もし、壊れているのにトイレや台所などから水を流すと、低層階で水が漏れ、大きな迷惑になる可能性があります。排水管が壊れていないことが確認できるまで、水を流すのはやめましょう。



②避難する際、連絡先を管理者等に伝えてください。

近所の人などが心配したり、緊急修理の実施に支障をきたす可能性があります。避難などのため長期間留守にする場合は、ブレーカーを落とし、ガス、水道の元栓を閉めたうえで、連絡先を管理組合、管理員などに伝えましょう。



在宅避難時の心得、知っていますか？

①大地震発生時には、水を流さないでください。

地震により、マンション内の排水管が壊れている可能性があります。もし、壊れているのにトイレや台所などから水を流すと、低層階で水が漏れ、大きな迷惑になる可能性があります。排水管が壊れていないことが確認できた場合、掲示でお知らせするので、それまで、水を流すのはやめましょう。



②エレベーターには乗らないでください。

エレベーターが動いていても、余震などにより再び停止し閉じ込め被害にあう可能性があるため、エレベーターには乗らずに階段を使ってください。エレベーターが使えるようになった場合は、掲示でお知らせします。



③ゴミは自宅に保管してください。

ごみの収集はしばらく停止となる可能性があるため、使用済みの携帯トイレなどのごみは当面の間、各戸のベランダなどで保管してください。ごみの収集が再開されたり、臨時の共用ゴミ置場を設置した場合は、掲示によりお知らせします。



④避難する際、連絡先を管理者等に伝えてください。

近所の人などが心配するほか、緊急修理の実施に支障をきたす可能性があります。避難などのため長期間留守にする場合は、ブレーカーを落とし、ガス、水道の元栓を閉めたうえで、連絡先を管理組合、管理員などに伝えましょう。



⑤災害対応に協力してください。

マンションの応急対策としてやるべきことはたくさんあります。居住者の方は可能な限り協力をお願いします。特に次のような知識や技術などを持つ人は積極的な協力をお願いします。

- ・ 建築、設備などの技術者
- ・ 水を高層階に運ぶなど、体力に自信がある人
- ・ 手話や外国語ができる人
- ・ 子どもの世話、お年寄りのサポートができる人



「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」

- 発行日 : 平成 30 (2018) 年 3 月
- 発行・編集 : 港区 防災危機管理室 防災課
港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 電話 : 03-3578-2111 (代表)
- 発行番号 : 29338-6211
- 協力 : 港区高層住宅の防災対策に関する検討会
 - 鍵屋 一 跡見学園女子大学 教授
 - 小佐野 台 日本ハウズイング株式会社 代表取締役社長
 - 村田 明子 清水建設株式会社 技術研究所 社会システム技術
センターまちづくりグループ グループ長
 - 松本 浩二 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
田町支店 支店長
 - 加藤 篤 特定非営利活動法人日本トイレ研究所 代表理事
 - 中嶋 信行 ワールドシティタワーズ自治会 防災部



災害に関する情報収集に努めましょう

防災情報メール

災害に関する情報を、区民の皆さんの携帯電話など（スマートフォン、タブレット端末、パソコンのEメール）に配信しています。

●配信情報一覧（配信情報の種類は選択できます。）

- ・水位情報（古川の水位）
- ・雨量情報（区内の降雨量）
- ・地震情報（震度、震源など）
- ・気象警報・注意報
- ・津波情報（津波警報など）
- ・国民保護情報（ミサイル攻撃など）
- ・防災気象情報（土砂災害警戒情報など）
- ・その他緊急情報

●登録方法

次のアドレスに空メールを送信してください。折り返し、登録用のメールが配信されます。

「kumin@bousai.city.minato.tokyo.jp」

港区防災アプリ

スマートフォン向けの防災アプリで、区からの防災情報やハザードマップ、防災マップの確認、GPS を利用した現在地の津波の浸水深の確認などができます。アプリは、二次元コード（QRコード）から無料でダウンロードできます。



iPhone



Android



防災行政無線

屋外に設置したスピーカーから区民の皆さんに災害情報を発信します。放送内容が聞き取れなかった場合は、次の電話番号にかけることで最新の放送を確認することができます。

03-5401-0742 ※放送後8時間を経過すると消去されます。

